

厚生労働省発老 1202 第 2 号

令和 6 年 12 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 122 条の 2 に基づく交付金の交付については、平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号本職通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
地域支援事業交付金交付要綱 1～3 （略） （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分（<u>当該区分が「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」である場合を除く。</u>）ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第26条第1項及び第3項各号の規定により算定した額をいう。以下 <u>16において</u> 同じ。）を控除した額を選定する。 <u>イ 次の表の第1欄に定める区分が、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」である場合については、次の（ア）、（イ）又は（ウ）を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令第26条第3項の規定により算定した額をいう。）を控除した額を選定する。</u> <u>（ア） 第2欄に定める基準額</u> <u>（イ） 第3欄に定める対象経費（法第115条の47第4項に基づく委託（以下「総合相談支援事業の一部委託」という。）にかかる経費を除く。）の実支出額（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる実支出額を含む。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が0円を下回る場合は0円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる実支出額を加えた額</u> <u>（ウ） 総事業費（指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含み、総合相談支援事業</u>	地域支援事業交付金交付要綱 1～3 （略） （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第26条第1項及び第3項各号の規定により算定した額をいう。以下同じ。）を控除した額を選定する。 <u>（※）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとするほか、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含むものとする。</u>

改正後（新）				改正前（旧）			
<u>の一部委託にかかる経費を除く。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が0円を下回る場合は0円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を加えた額から寄付金その他の収入額を控除した額</u> ウ ア及びイにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。				イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和6年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和6年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、<u>サービス・活動事業</u>のうち、訪問型サービ	(略)	介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和5年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和5年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、<u>介護予防・生活支援サービス事業</u>のう	(略)

改正後（新）				改正前（旧）			
	除して得た額 （１）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２）令和⁶年度の予防給付費額 二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（２）に掲げる額を控除して得た額	ス・活動^Ｃ及び通所型サービス・活動^Ｃに従事する保健師に係る経費を除く。			除して得た額 （１）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２）令和⁵年度の予防給付費額 二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（２）に掲げる額を控除して得た額	ち、訪問型サービス^Ｃ及び通所型サービス^Ｃに従事する保健師に係る経費を除く。	

改正後（新）				改正前（旧）			
	ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成29年度より介護				ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成29年度より介護		

改正後（新）				改正前（旧）			
	予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和⁶年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。				予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和⁵年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。		
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した	（略）	（略）	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した	（略）	（略）

改正後（新）				改正前（旧）			
	基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる5事業をいう。）を全て実施していること。 （イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 ※ 平成 26 年度の包括的支				基準額に当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行令附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成 20 年厚生労働省告示第 31 号）に掲げる事業をいう。）を全て実施していること。 （イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 ※ 平成 26 年度の包括的支		

改正後（新）				改正前（旧）			
	援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。 ① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町村の当該年度の前年度の10月1日における65歳以上人口を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合12,500千円とする。 ② (略)				援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。 ① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町村の当該年度における65歳以上高齢者数を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合12,500千円とする。 ② (略)		
包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ① (略) ② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業			包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ① (略) ② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業		

改正後（新）				改正前（旧）			
	・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 <u>・住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000 千円</u> <u>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。</u> ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連				・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数に乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連		

改正後（新）				改正前（旧）			
	合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③・④（略）				合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③・④（略）		
5～7（略）				5～7（略）			
（変更申請手続） 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。 (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 8 により関係書類を添えて、毎年度 <u>2</u> 月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 市町村の長は、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、毎年度 <u>2</u> 月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。				（変更申請手続） 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。 (1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市町村の長は、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第 8 により関係書類を添えて、毎年度 <u>1</u> 月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 市町村の長は、別紙様式第 3 を、関係書類とともに、毎年度 <u>1</u> 月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。			
9～16（略）				9～16（略）			
別紙様式第 1・別紙様式第 2（略）				別紙様式第 1・別紙様式第 2（略）			

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

保護者名	
市区町村コード	
都道府県名	
都道府県コード	
C・D	

保護者名	
市区町村コード	
都道府県名	
都道府県コード	
C-D	

[illegible]

改正後（新）

別紙様式第2様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

都道府県名

保健所名

1 実施主体

2 総合事業への移行年度

3 対象経費支出予定額

4 原則の上限額

（介護保険法施行令第37条の13第4項）

介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額

（第1号ロ）

特例イ

（第2号イ）

特例ロ

（第2号ロ）

上限超過額

（削除）

（削除）

5 人口

令和5年10月1日

6 75歳以上人口

令和2年10月1日

令和5年10月1日

75歳以上被保険者数変動率

7 65歳以上人口

令和5年10月1日

8 高齢者1人あたり事業費

9 上限超過の減額を希望する額

介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施（上限額告示第2号関係）

当該年度の75歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。）が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施（上限額告示第3号関係）

当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施（上限額告示第4号関係）

離島等の市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国平均値として定める額未満である場合に限る。）（上限額告示第5号・上限額通知の別紙1（ロ）関係）

効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施（上限額告示第5号・上限額通知の別紙1（5）関係）

市

改正前（旧）

別紙様式第2様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

都道府県名

保健所名

1 実施主体

2 総合事業への移行年度

3 対象経費支出予定額

4 上限額

原則の上限額

選択可能な上限額（給付全体）

特例イ

特例ロ

「総合事業上限額算定の手引き」により算出された総合事業上限超過額

超過控額

5 介護予防給付

令和元年度

令和4年度

直近3か年の予防給付の伸び

6 人口

令和4年10月1日

7 75歳以上人口

令和元年10月1日

令和4年10月1日

直近3か年の75歳以上人口の伸び

8 65歳以上人口

令和4年10月1日

当該申請年度の前年度及び当該申請年度で総合事業の多様なサービス（訪問型／通所型従前相当サービス以外のサービスをいう。以下同じ。）又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合

当該申請年度の2年度以前に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを導入し、費用の伸びが一時的に高くなったが、平成30年度又は当該サービス若しくはプログラムを導入した年度のいずれか直近の年度の事業費に対して当該申請年度の前年度の事業費が減少しており、今後も総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合

人口一万人未満の市町村において、総合事業の多様なサービスの担い手（NPO法人やボランティア等）が一時的に不足しており、指定事業者による訪問型／通所型の従前相当サービス等以外のサービスの実施が難しい場合

当該申請年度における75歳以上被保険者数変動率（3年度前から前年度の平均）がマイナスであり、臨時的に事業費の上限に合わせる必要がある場合

当該申請年度における介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の変動率（※）が、当該申請年度における75歳以上被保険者数変動率（3年度前から前年度の平均）よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額が固定式から控除されていなければ、増額協議が必要である場合（※）前年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額から4年度前の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額を控除して得た数値を3で除して得た数値を4年度前の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額で除して得た率に1を加えて得た率

離島等の市町村において事業費が著しく少なく、当該申請年度における65歳以上高齢者一人当たり事業費額が、全被保険者に係る65歳以上高齢者一人当たり事業費額の平均（1万円）未満である場合の一時的な対応

介護職員等ベースアップ等支援加算創設により、個別協議が必要である場合（介護職員等ベースアップ等支援加算の実施のために必要な会合の開催に限る。）

市

-11-

改正後（新）

改正前（旧）

具 体 的 な 内 容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 （4の記入も必要）	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択 (2)新たなプログラムの開始年度 (3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費（見込額） (4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の実費（見込額） (5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に至る額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無（右の場合に①、④⑤の記入が必要）																																	
	2 理由②を選択した場合は記入 （4の記入も必要）	費用低減が見込まれる年度 費用を低減させる方法																																	
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度（令和4年度）の末日における認定率 前々年度（令和4年度）の末日における随時決まり認定率 前々々年度（令和3年度）の末日における認定率 前々年度（令和4年度）の末日におけるサービス利用率 前々々年度（令和3年度）の末日におけるサービス利用率																																	
	4 理由①・②を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な内容を記載（理由①の費用低減計画に該当）																																		
	（1）平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上乗超過額の状況（理由①のみ）																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費（千円）</th> <th>個別協議の有無（有：●、無：○）</th> <th>上乗超過額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成30年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				事業費（千円）	個別協議の有無（有：●、無：○）	上乗超過額（千円）	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		事業費（千円）	個別協議の有無（有：●、無：○）	上乗超過額（千円）																															
	平成30年度																																		
	令和元年度																																		
	令和2年度																																		
令和3年度																																			
令和4年度																																			
令和5年度																																			
令和6年度																																			
（2）3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が令和6年度の原則の上乗額以下となるための方策（理由①のみ）																																			
（3）（1）（5）が○の場合のみ）新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額																																			

※「上乗額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（令和6年度厚生労働省告示第19号）をさす。
 ※「上乗額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省求職局長が定める事由について（令和6年3月29日基保0329第18号厚生労働省求職局長通知）をさす。

具 体 的 な 内 容	1 理由①・②を選択した場合は記入・選択	(1)当該サービス・プログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択 (2)当該サービス・プログラムの開始年度 (3)当該サービス・プログラムの開始年度の実費 (4)令和4年度の実費																												
	2 理由②を選択した場合は記入平成30（2018）年度又はサービス・プログラム導入年度のいずれか直近の年度の実費																													
	3 理由①・②・③・④・⑤・⑥を選択した場合、将来的に費用低減するための計画内容を記載 いつまでに（費用低減が見込まれる年度※直近●年以内）																													
	どのような手法で（多様なサービス等の再構築、産官学の取組等） どのくらいの費用を低減する見込（上乗超過額以上の額▲***.***.***円）																													
	4 理由⑦を選択した場合は記入	(1)の④と(2)の④の合計額																												
	(1)訪問型サービス	①令和5年度における所定単位数見込み ②介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率 ③1単位の単価 ④〔訪問型サービス〕個別協議額（①×②×③）																												
	(2)通所型サービス	①令和5年度における所定単位数見込み ②介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率 ③1単位の単価 ④〔通所型サービス〕個別協議額（①×②×③）																												
	5 理由①・②・③を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な費用低減計画の内容を記載																													
	（1）平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上乗超過額の状況																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費（千円）</th> <th>個別協議の有無（有：●、無：○）</th> <th>上乗超過額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成30年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				事業費（千円）	個別協議の有無（有：●、無：○）	上乗超過額（千円）	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度		
	事業費（千円）	個別協議の有無（有：●、無：○）	上乗超過額（千円）																											
平成30年度																														
令和元年度																														
令和2年度																														
令和3年度																														
令和4年度																														
令和5年度																														
（2）上乗超過の要因分析と費用低減に向けた取組の方向性																														
（3）令和5年度費用の見込み（上乗超過が見込まれるサービスと超過額等）																														
（4）令和6年度以降の具体的な費用の見込み（低減が見込まれるサービス・取組と低減見込額）																														
（5）個別協議を申請する必要性の検証																														

※上乗額のうち、「（3）特例イ」、「（4）特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。
 ※上乗額引き上げは、当該年度一時的に費用が増加するが、住民主体の取組が促進され、費用の増加分が低減する見込みがあることが前提。
 ※具体的な内容については、「当該サービス・プログラムの開始年度」が令和4年度の場合、「当該サービス・プログラムの開始年度の実費」と「令和4年度の実費」は同一額を記載すること。

改正後（新）

別紙様式第2様式1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

＜地域包括支援センターの運営にかかる収支＞

支出		収入		設置する 地域包括支援 センター数
金額(円)	補足	金額(円)	補足	
① 総事業費	以下の金額を含めて記入すること。 円 ②・指定介護予防支援等の業務にかかる経費 ・介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託する場合における委託費 ・総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	③ 寄付金その他の収入額	円 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額(④)を除いた寄付金その他の収入額を記入すること。	
② 対象経費支出予定額	円 総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	④ 指定介護予防支援等にかかる収入額	円 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額を記入する。	か所

〔記載上の注意〕

・①～④は、交付要綱4に基づく金額ではなく、上記の補足事項を踏まえて記入すること。

・地域包括支援センター数は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの数を記入すること。

・総合相談支援事業の一部委託を行っている場合には、①～④に加えて以下の⑤も記入すること。(⑤は①・②の内数。なお、一部委託を行っていない場合には0円とすること。)

⑤ 総合相談支援事業の
一部委託にかかる委託費

円

＜交付要綱4に基づく所要額の計算欄＞

支出		収入		差引額	
金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考
⑥(＝①－⑤) 委託費を除いた総事業費	円	④(再掲) 指定介護予防支援等 にかかる収入額	円	⑦(＝⑥－④+⑤) 差引額	円 様式1の A欄に対応
		③(再掲) 寄付金その他の 収入額	円 様式1の B欄に対応	⑧(＝⑦－③) 差引額	円 様式1の C欄に対応
⑨(＝②－⑤) 委託費を除いた 対象経費支出予定額	円	④(再掲) 指定介護予防支援等 にかかる収入額	円	⑩(＝⑨－④+⑤) 差引額	円 様式1の D欄に対応

〔注〕計算過程において、⑥－④・⑨－④の値が0円以下となる場合には、当該値を0円として計算を行う。

改正前（旧）

別紙様式第2様式1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	円	B欄	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(アーイ)	円	C欄	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出予定額 (オ)	円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オーウ)	円	D欄	

-13-

改正後（新）

別紙様式第2様式2

(元号) 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

実施主体				
介護給付費等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との受合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家庭介護支援事業	⑦ 介護教室の開催			
	⑧ 認知症高齢者見守り事業			
	⑨ 健康相談・疾病予防等事業			
	⑩ 介護者交流会の開催			
	⑪ 介護自立支援事業			
	⑫ 介護用品の支給			
地第115条の45第3項第2号に基づくその他の事業	⑬ 成年後見制度利用支援事業			
	⑭ 福祉用具・住宅改修支援事業			
	⑮ 認知症対応型共同生活介護事業所の運営補助事業			
	⑯ 認知症サポーター等養成事業			
	⑰ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	⑱ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業			
	⑲ 介護サービスの質の向上に資する事業			
	⑳ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業			
	㉑ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業			
合計				

(注)

1 実施している各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。
なお、同一事業内で複数の取組を実施している場合には、番号を付すなどして分かるようにすること。

3 「実施目標」には、各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

4 「⑫ 介護用品の支給」を実施する場合は、本様式に加えて別添の計画書を作成の上、添付すること。

改正前（旧）

別紙様式第2様式2

(元号) 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
実施主体		〇〇市	
実施期間（開始年月日 ～ 終了年月日）		(元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日
事業費			
事業名	事業量	事業内容	実施目標

(注)

1 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。
また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別添で作成し、要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。

3 「事業名」には、様式2別添1より選択すること。

4 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。

5 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

6 様式2別添1の「⑫ 介護用品の支給」を実施する場合には、様式2別添2を作成の上、添付すること。

改正後（新）	改正前（旧）																										
(削除)	<u>別紙様式第2様式2別添1</u> <u>任意事業</u> <table border="1" data-bbox="1146 328 2051 1062"> <tr> <td data-bbox="1146 328 1444 563" rowspan="7"><u>介護給付等費用適正化事業</u></td><td data-bbox="1444 328 2051 357">① <u>認定調査状況チェック</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 357 2051 386">② <u>ケアプランの点検</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 386 2051 414">③ <u>住宅改修等の点検</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 414 2051 443">④ <u>医療情報との突合・縦覧点検</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 443 2051 472">⑤ <u>介護給付費通知</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 472 2051 501">⑥ <u>給付実績を活用した分析・検証事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 501 2051 529">⑦ <u>介護サービス事業者等への適正化支援事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 563 1444 762" rowspan="6"><u>家族介護支援事業</u></td><td data-bbox="1444 563 2051 592">⑧ <u>介護教室の開催</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 592 2051 620">⑨ <u>認知症高齢者見守り事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 620 2051 649">⑩ <u>健康相談・疾病予防等事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 649 2051 678">⑪ <u>介護者交流会の開催</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 678 2051 707">⑫ <u>介護自立支援事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 707 2051 735">⑬ <u>介護用品の支給</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 762 1444 1062" rowspan="10"><u>その他の事業</u></td><td data-bbox="1444 762 2051 791">⑭ <u>成年後見制度利用支援事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 791 2051 820">⑮ <u>福祉用具・住宅改修支援事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 820 2051 849">⑯ <u>認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 849 2051 877">⑰ <u>認知症サポーター等養成事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 877 2051 906">⑱ <u>重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 906 2051 935">⑲ <u>高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 935 2051 963">⑳ <u>介護サービスの質の向上に資する事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 963 2051 992">㉑ <u>地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 992 2051 1021">㉒ <u>家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1444 1021 2051 1050"></td></tr> </table>	<u>介護給付等費用適正化事業</u>	① <u>認定調査状況チェック</u>	② <u>ケアプランの点検</u>	③ <u>住宅改修等の点検</u>	④ <u>医療情報との突合・縦覧点検</u>	⑤ <u>介護給付費通知</u>	⑥ <u>給付実績を活用した分析・検証事業</u>	⑦ <u>介護サービス事業者等への適正化支援事業</u>	<u>家族介護支援事業</u>	⑧ <u>介護教室の開催</u>	⑨ <u>認知症高齢者見守り事業</u>	⑩ <u>健康相談・疾病予防等事業</u>	⑪ <u>介護者交流会の開催</u>	⑫ <u>介護自立支援事業</u>	⑬ <u>介護用品の支給</u>	<u>その他の事業</u>	⑭ <u>成年後見制度利用支援事業</u>	⑮ <u>福祉用具・住宅改修支援事業</u>	⑯ <u>認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</u>	⑰ <u>認知症サポーター等養成事業</u>	⑱ <u>重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</u>	⑲ <u>高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</u>	⑳ <u>介護サービスの質の向上に資する事業</u>	㉑ <u>地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</u>	㉒ <u>家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</u>	
<u>介護給付等費用適正化事業</u>	① <u>認定調査状況チェック</u>																										
	② <u>ケアプランの点検</u>																										
	③ <u>住宅改修等の点検</u>																										
	④ <u>医療情報との突合・縦覧点検</u>																										
	⑤ <u>介護給付費通知</u>																										
	⑥ <u>給付実績を活用した分析・検証事業</u>																										
	⑦ <u>介護サービス事業者等への適正化支援事業</u>																										
<u>家族介護支援事業</u>	⑧ <u>介護教室の開催</u>																										
	⑨ <u>認知症高齢者見守り事業</u>																										
	⑩ <u>健康相談・疾病予防等事業</u>																										
	⑪ <u>介護者交流会の開催</u>																										
	⑫ <u>介護自立支援事業</u>																										
	⑬ <u>介護用品の支給</u>																										
<u>その他の事業</u>	⑭ <u>成年後見制度利用支援事業</u>																										
	⑮ <u>福祉用具・住宅改修支援事業</u>																										
	⑯ <u>認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</u>																										
	⑰ <u>認知症サポーター等養成事業</u>																										
	⑱ <u>重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</u>																										
	⑲ <u>高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</u>																										
	⑳ <u>介護サービスの質の向上に資する事業</u>																										
	㉑ <u>地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</u>																										
	㉒ <u>家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</u>																										

改正後（新）

別紙様式第2様式2別添

(元号) 年度介護用品支給事業計画書

市町村名:

(1) 過去5年間の対象経費支出予定額

令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
千円	千円	千円	千円	千円

※ 過去5年間については、各年度当初交付申請時(令和3年度にあっては交付申請時)の対象経費支出予定額を千円単位で記入すること。

(2) 令和6年度から8年度の交付上限額

令和5年度の対象経費支出予定額	千円	× 38.5% =	千円
-----------------	----	-----------	----

(3) 令和6年度から8年度の交付上限額（やむを得ない事情により計画的な取組の実施に支障がある場合）

令和5年度の対象経費支出予定額	千円	× 1.073 × 38.5% =	千円
-----------------	----	-------------------	----

(4) やむを得ない事情により交付額の引き上げが必要である場合の協議（協議を行う市町村のみ記入）

① 協議要件への該当性

令和5年度と比較して、高齢者の所得段階の分布が下方に変動する見込みである場合	
令和5年度と比較して、高齢者の要介護度の分布が上方に変動する見込みである場合	
その他やむを得ない事情	

※ 要件に該当する場合、「○」を記入すること。

② ①でその他やむを得ない事情を選択した場合、その内容

(5) 令和 年度における介護用品支給事業の実施予定

	合計	地域支援事業	市町村特別給付	保健福祉事業	一般財源
支給予定人数	人	人	人	人	人
対象経費支出予定額	千円	千円	千円	千円	千円

※ 表には、地域支援事業以外の財源も含めた介護用品支給事業の実施予定について、財源別に支給予定人数と対象経費支出予定額を記入すること。

(6) 地域支援事業における事業実施計画

① 支給予定人数

	第1～3段階	第4段階	第5段階
要介護5	人	人	人
要介護4	人	人	人
要介護3	人	人	人
要介護1～2	人	人	人
要支援1～2	人	人	人
事業対象者	人	人	人

※ 表には、認定区分ごと、所得段階ごとに支給予定人数を記入すること。（合計は(5)の地域支援事業量と一致すること。）

② 1人あたり支給上限額

年間	千円
----	----

(条件別に支給上限額を設けている場合の詳細)

※ 取物を支給している場合は、金額に換算の上、記入すること。

※ 所得別など条件別に支給上限額を設けている場合は右記に詳細を記入すること。

③ 交付希望額

令和 年度の対象経費支出予定額	千円	× 38.5% =	千円
-----------------	----	-----------	----

(7) 事業の廃止・縮小に向けた具体的方策

	廃止・縮小の別	縮小の場合、具体的な取組	廃止の場合、廃止後の移行先等
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			

※ 「廃止・縮小の別」欄には、廃止又は縮小のいずれかを記入すること。

※ 「縮小の場合、具体的な取組」欄は、支給対象者・支給金額・支給対象物品の制限、新規利用者の他事業への移行等、廃止に向けて実施する取組を記入すること。

（なお、この場合の「具体的な取組」には、漸に廃止に向けた検討を行うことは含まない。）

※ 「廃止の場合、廃止後の移行先等」欄には、「市町村特別給付への移行」、「保健福祉事業への移行」、「一般財源への移行」、「完全廃止」のいずれかを記入すること。

改正前（旧）

別紙様式第2様式2別添2

(元号) 年度介護用品支給事業計画書

市町村名:

(1) 前年度までの支給実績

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
千円	千円	千円	千円	千円
(対上限額割合：%)	(対上限額割合：%)	(対上限額割合：%)	(対上限額割合：%)	(対上限額割合：%)

(2) 高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

(3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討

事項	各施策の課題と推進策等の検討状況
	【地域包括支援センターの意向】※協議、聞き取り等を行うこと。
地域包括支援センター運営費	【運営協議会コメント】※運営協議会に諮ること。
	【上記を踏まえた市町村の対応方針】
介護用品支給以外の任意事業	
介護用品の支給	

(4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

【参考】各年度の対応（検討している内容等があれば記載。）

2021年度（実績）	
2022年度（実績）	
2023年度（予定）	
2024年度（予定）	

-16-

改正後（新）

別紙様式第2様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市									
社会保障充実分 対象経費支出予定額(A)	円		標準額 (4事業の合計額)(B)		円					
① 在宅医療・介護 連携推進事業	対象経費支出予定額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口		イ(ア)のコーディネーター		イ(ウ)②多職種研修		イ(ウ)②その他の研修	
	円	回	箇所		人		回		回	
② 生活支援体制 整備事業	対象経費支出予定額	第1層生活支援コーディネーターの配置有無	第2層生活支援コーディネーターの配置有無		住民参画・市民連携推進事業の実施有無		就労的活動支援コーディネーターの配置有無			
	円									
③ 認知症総合支援 事業	対象経費支出予定額	認知症初期集中支援チーム設置		認知症地域支援推進員設置			チームオレンジコーディネーター			
	円	箇所		箇所			人			
④ 地域ケア会議 推進事業	対象経費支出予定額	地域ケア会議の実施有無								
	円									
「社会保障充実分対象経費支出予定額(A)が標準額(4事業の合計額)(B)を超過する場合」 主な理由										

(注)
1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。

別紙様式第3・別紙様式第4 (略)

改正前（旧）

別紙様式第2様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市									
実施時期	①(元号) 年 月 日から実施					②(元号) 年 月 日から実施				
	③(元号) 年 月 日から実施					④(元号) 年 月 日から実施				
社会保障充実分 総事業費	円		標準額 (4事業の合計額)		円					
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	ア(イ)等の会議		イ(ア)の相談窓口		イ(ア)の相談員等		イ(ウ)②多職種研修		イ(ウ)②その他の研 修
	円	回		箇所		0人		回		回
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層			第2層			就労的活動支援コー ディネーター		
		生活支援コーディネーター		協議体		生活支援コーディネーター				協議体
	円	人		箇所		人		箇所		人
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置			チームオレンジコーディネーター		
	円	箇所			箇所			人		
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議					地域ケア推進会議			
	円	回					回			
総事業費が標準額を超過する主な理由										

(注)
1 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。
3 「社会保障充実分総事業費」が「標準額(4事業の合計額)」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

別紙様式第3・別紙様式第4 (略)

別紙様式第4様式1

(年号) 年度地域支援事業交付金計算書

区 分	経費項目	交付金その他の収入額	返金額	補助費減額支出金額	基準額	交付金比率	交付金率額	交付金交付金額	交付金受入金額	算出値と実績		備 考
										経費額	予算額	
1	交付金交付、返還金返還等経費事業											
1	地域福祉センター等1階利用経費事業											
	ア 経費額											
	イ 交付金交付額											
	ロ 交付金受入額											
	ハ 交付金交付額											
	ニ 交付金受入額											
	ホ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
2	高齢者サービス(要介護高齢者)											
	ア 経費額											
	イ 交付金交付額											
	ロ 交付金受入額											
	ハ 交付金交付額											
	ニ 交付金受入額											
	ホ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
3	その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)											
	ア 経費額											
	イ 交付金交付額											
	ロ 交付金受入額											
	ハ 交付金交付額											
	ニ 交付金受入額											
	ホ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
4	その他生活支援サービス(第2号生活支援事業)											
	ア 経費額											
	イ 交付金交付額											
	ロ 交付金受入額											
	ハ 交付金交付額											
	ニ 交付金受入額											
	ホ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
5	その他生活支援サービス(第3号生活支援事業)											
	ア 経費額											
	イ 交付金交付額											
	ロ 交付金受入額											
	ハ 交付金交付額											
	ニ 交付金受入額											
	ホ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
6	その他生活支援サービス(第4号生活支援事業)											
	ア 経費額											
	イ 交付金交付額											
	ロ 交付金受入額											
	ハ 交付金交付額											
	ニ 交付金受入額											
	ホ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											
	ヘ その他											

(自治体)

区 分	経費項目	交付金その他の収入額	返金額	補助費減額支出金額	基準額	交付金比率	交付金率額	交付金交付金額	交付金受入金額	算出値と実績	備 考
6	交付金交付、返還金返還等経費事業										
6	交付金交付、返還金返還等経費事業										
	ア 経費額										
	イ 交付金交付額										
	ロ 交付金受入額										
	ハ 交付金交付額										
	ニ 交付金受入額										
	ホ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
7	高齢者サービス(要介護高齢者)										
	ア 経費額										
	イ 交付金交付額										
	ロ 交付金受入額										
	ハ 交付金交付額										
	ニ 交付金受入額										
	ホ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
8	その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)										
	ア 経費額										
	イ 交付金交付額										
	ロ 交付金受入額										
	ハ 交付金交付額										
	ニ 交付金受入額										
	ホ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
9	その他生活支援サービス(第2号生活支援事業)										
	ア 経費額										
	イ 交付金交付額										
	ロ 交付金受入額										
	ハ 交付金交付額										
	ニ 交付金受入額										
	ホ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
10	その他生活支援サービス(第3号生活支援事業)										
	ア 経費額										
	イ 交付金交付額										
	ロ 交付金受入額										
	ハ 交付金交付額										
	ニ 交付金受入額										
	ホ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
11	その他生活支援サービス(第4号生活支援事業)										
	ア 経費額										
	イ 交付金交付額										
	ロ 交付金受入額										
	ハ 交付金交付額										
	ニ 交付金受入額										
	ホ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										
	ヘ その他										

注記事項											
1. 地域福祉センター等1階利用経費事業、高齢者サービス(要介護高齢者)事業、その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)については、交付金額(イ)が、経費額、返還金受入額(ロ)を超過しないこと、返還金受入額(ロ)が、交付金額(イ)を超過しないこと、返還金受入額(ロ)											

改正前 (旧)

別紙様式第4様式1

[illegible]

改正後（新）

別紙様式第4様式1別添1

（元号） 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上開引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

		都道府県名	
		保険者名	
基本情報	1 実施主体	〇〇市	
	2 総合事業への移行年度		
	3 対象経費実支出額	令和5年度	
	4 原則の上開額	基本の上開額 (第1号イ)	
		介護予防給付全体の伸びを考慮する上開額 (第1号ロ)	
		特例イ (第2号イ)	
		特例ロ (第2号ロ)	
		上開超過額	
		(削減)	
		(削減)	
5 人口	令和5年10月1日		
6 75歳以上人口	令和5年10月1日		
	令和5年10月1日		
	75歳以上被保険者数変動率		
7 65歳以上人口	令和5年10月1日		
8 高齢者1人あたり事業費			
9 上開超過の要因を希望する欄			
上開超過の理由（該当理由を選択）	① 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、併せて介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると考えられる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施（上開報告書第4号関係）		
	② 当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると考えられる事業の実施（上開報告書第3号関係）		
	③ 当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村における地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施（上開報告書第4号関係）		
	④ 離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると考えられる事業の実施（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全市町村において定まる標準費である場合に限る。）（上開報告書第5号・上開通知の別紙1(1)関係）		
	⑤ 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施（上開報告書第5号・上開通知の別紙1(1)関係）		
	⑥ 災害による緊急支援被保険者等の数の増加（上開報告書第1号関係）		
	⑦ 当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回るまでの介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加（上開報告書第5号・上開通知の別紙1(2)関係）		
	⑧ 第一号訪問事業（介護保険法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施（上開報告書第5号・上開通知の別紙1(3)関係）		
	⑨ 継続利用型介護者（介護保険法施行規則第140条の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。）に対する第一号事業（介護保険法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の実施（上開報告書第5号・上開通知の別紙1(4)関係）		

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添1

（元号） 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上開引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

		都道府県名	
		保険者名	
基本情報	1 実施主体	〇〇市	
	2 総合事業への移行年度		
	3 対象経費実支出額	令和5年度	
	4 上開額	原則の上開額	
		選択可能な上開額（給付全体）	
		特例イ	
		特例ロ	
		「総合事業上開額算定の引ききり」により算出された総合事業上開超過額	
		超過許容額	
	5 介護予防給付	令和元年度	
	令和4年度		
	介護予防支援	令和3年度の予防給付の伸び	
6 人口	令和5年10月1日		
7 75歳以上人口	令和5年10月1日		
	令和5年10月1日		
	過去3か年の75歳以上人口の伸び		
8 65歳以上人口	令和5年10月1日		
上開超過の理由（該当理由を選択）	① 当該申請年度の前年度及び当該申請年度に総合事業の多様なサービス（訪問型／通所型従前給当サービス以外のサービスをいう。以下同じ。）又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産業等の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合		
	② 当該申請年度の2年度以前に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを導入し、費用の伸びが一時的に高くなったが、平成30年度又は当該サービス開始（又はプログラムを導入した年度のいずれか直近の前年度の事業費）に対し、当該申請年度の前年度の事業費が減少しており、今後も総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産業等の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合		
	③ 人口1万人未満の市町村において、総合事業の多様なサービスの提供等（NPO法人やボランティア等）が一時的に不足しており、指定事業者による訪問型／通所型の従前給当サービス等以外のサービスの実施が難しい場合		
	④ 当該申請年度における75歳以上被保険者数変動率（3年度前から前年度の平均）がマイナスであり、即時的に事業費の上昇に合わせる必要がある場合		
	⑤ 当該申請年度における介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の変動率（※）が、当該申請年度における75歳以上被保険者数変動率（3年度前から前年度の平均）より大きい場合、前年度に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額が（※）前年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額から4年度前の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額を控除して得た額を2割超して得た額を3年度前の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額で除して得た額に1を加えて得た値		
	⑥ 離島等の市町村において事業費が著しく少なく、当該申請年度における65歳以上高齢者1人当たり事業費が、全保険者に係る65歳以上高齢者1人当たり事業費額の平均（1万円）未満である場合の一律的な対応		
	⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算期間により、保険給付が必要である場合（介護職員等ベースアップ等支援加算の実施のために必要な金額の前倒しによる。）		
	⑧ 震災などの大流行、災害の発生等により要支援者等が増加		
	⑨ 当該申請年度に総合事業の多様なサービス（訪問型／通所型従前給当サービス以外のサービスをいう。以下同じ。）又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入する等により、費用の増大化に向け取組が強化されたが、結果としてより高くなった場合で、その増大した事業費を他のサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産業等の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合、ただし、年度への費用低減効果が明らかであり、翌年度の事前の個別協議及び同様の事由による事後の個別協議を行わない場合に限る。		

改正後（新）

1 理由①を選択した場合は記入・選択

(4)の記入も必要)

(1)新たなプログラムの類型
※複数ある場合には代表的なものを1つ選択

(2)新たなプログラムの開始年度

(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額)

(4)新たなプログラムの開始3年度目の要年度の事業費(見込額)

(5)開始2年度目の新たなプログラム等の要額に達する前が開始1年度目の当該額を上回る見込みのある場合(その場合に〇、その記入が必要...)

2 理由②を選択した場合は記入

(4)の記入も必要)

費用低減が見込まれる年度

費用を低減させる方法

3 理由③を選択した場合は記入

前々年度(令和4年度)の末日における固定率

前々年度(令和4年度)の末日における開業済み固定率

前々々年度(令和3年度)の末日における固定率

前々々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率

前々々年度(令和3年度)の末日におけるサービス利用率

4 理由④を選択した場合は記入

災害による非常要支援継続後等額の増加有無(有の場合に〇)

5 理由⑦を選択した場合は記入

介護予防支援費変動率

6 理由⑧を選択した場合は記入

介護職員等処遇改善加算等の支給に要した費用

7 理由⑨を選択した場合は記入

継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した経

8 理由①・②を選択した場合には、以下の項目について実績報告時の状況を踏まえて記載(理由⑦の費用低減計画に該当)

(1)平成30年度からの事業費の増減、個別協議及び上乗額過額の状況(理由⑦のみ適用)

	事業費(千円)	個別協議の有無(有・●、無・ー)	上乗超過額(千円)
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			

(2)3年度目の要年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が令和6年度の要額の上乗額以下となるための方策(理由⑦のみ)

(3)(1)①の(ロ)の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域域の拡大を予定していること等の事由により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の見込額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額

改正前（旧）

1 理由①・②を選択した場合は記入・選択

(1)当該サービス・プログラムの類型
※複数ある場合には代表的なものを1つ選択

(2)当該サービス・プログラムの開始年度

(3)当該サービス・プログラムの開始年度の事業費

(4)令和4年度の事業費

2 理由②を選択した場合は記入 平成30(2018)年度又はサービス・プログラム導入年度のいずれか直近の年度の事業費

3 理由①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨を選択した場合、目的的に費用低減するための実績に基づく計画内容を記載

いつまでに(費用低減が見込まれる年度迄直迄(●年以内)

どのような手法で(多様なサービス等の再構築、産官学の取組等)

どのくらい(費用を低減する見込(上乗超過額以上の額)▲○○○○○○円)

4 理由⑦を選択した場合は記入 (1)と(2)の合計額

(1)訪問型サービス 介護職員等ベースアップ等支援加算に要した費用

(2)施設型サービス 介護職員等ベースアップ等支援加算に要した費用

5 理由⑧・⑨を選択した場合の具体的な理由

6 理由①・②・③を選択した場合には、以下の項目に沿って交付決定時の費用低減計画に対する実績を記載

(1)平成30年度からの事業費の増減、個別協議及び上乗額過額の状況

	事業費(千円)	個別協議の有無(有・●、無・ー)	上乗超過額(千円)
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			

(2)上乗超過の要因分析と費用低減に向けて実施した取組

(3)令和3年度に介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の要額額(上乗超過したサービスと上乗超過額等)

(4)令和3年度以降の具体的な費用の見込み(低減が見込まれるサービス・取組と低減見込額)

※「上乗超過のうち、「⑤」特例イ」「④」特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」「ロ」とする。

※上乗超過引上げは、当該年度一時的に費用が増加するが、住居主体の取組が促進され、費用の抑ひが促進する見込みがあることが前提。

※具体的な内容については、「当該サービス・プログラムの開始年度」が令和4年度の場合、「当該サービス・プログラムの開始年度の事業費」と「令和4年度の事業費」は同一額を記載すること。

-20-

改正後（新）

別紙様式第4様式1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

<地域包括支援センターの運営にかかる収支>

支出		収入		設置した 地域包括支援 センター数
金額(円)	補足	金額(円)	補足	
① 総事業費	以下の金額を含めて記入すること。 円 ②・指定介護予防支援等の業務にかかる経費 ・介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合における委託費 ・総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	③ 寄付金その他の収入額	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額(④)を除いた寄付金その他の収入額を記入すること。	
② 対象経費実支出額	円	④ 指定介護予防支援等にかかる収入額	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額を記入する。	か所

〔記載上の注意〕
・①～④は、交付要綱4に基づく金額ではなく、上記の補足事項を踏まえて記入すること。
・地域包括支援センター数は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの数を記入すること。
・総合相談支援事業の一部委託を行った場合には、①～④に加えて以下の⑤も記入すること。(⑤は①・②の内数。なお、一部委託を行っていない場合には0円とすること。)

⑤ 総合相談支援事業の 一部委託にかかる委託費	円
-------------------------------	---

<交付要綱4に基づく所要額の計算欄>

支出			収入			差引額		
金額(円)	備考		金額(円)	備考		金額(円)	備考	
⑥(=①-⑤) 委託費を除いた総事業費	円		④(再掲) 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑦(=⑥-④+⑤) 差引額	円	様式1のA欄に対応
			③(再掲) 寄付金その他の収入額	円	様式1のB欄に対応	⑧(=⑦-③) 差引額	円	様式1のC欄に対応
⑨(=②-⑤) 委託費を除いた対象経費実支出額	円		④(再掲) 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑩(=⑧-④+⑤) 差引額	円	様式1のD欄に対応

〔注〕計算過程において、⑥-④・⑨-④の値が0円以下となる場合には、当該値を0円として計算を行う。

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添2

地域包括支援センター運営費別表

金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	円 A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	円 B欄	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア-イ)	円 C欄	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費実支出額 (オ)	円	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委 託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ-ウ)	円 D欄	

改正後（新）	改正前（旧）																																																													
(削除)	別紙様式第4様式2 (元号) 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書 1 地域包括支援センターの設置状況 (1) 設置状況 <table><tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>直営</td><td>委託</td></tr><tr><td>地域包括支援センターの設置数</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 委託先の状況 <table><tr><td></td><td>合計</td><td>社会福祉法人 (社協以外)</td><td>社会福祉協議会</td><td>医療法人</td><td>社団・財団法人</td><td>NPO法人</td><td>その他</td></tr><tr><td>委託先件数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 職員の状況 <table><tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>保健師</td><td>社会福祉士</td><td>主任ケアマネジャー</td><td>その他</td></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※「保健師」「社会福祉士」「主任ケアマネジャー」には、それぞれの準ずる者を含む。 <table><tr><td>保険者名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>都道府県 コード</td><td colspan="3">市区町村コード</td><td>C・D</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		合計					直営	委託	地域包括支援センターの設置数					合計	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他	委託先件数									合計							保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他	配置数						保険者名					都道府県 コード	市区町村コード			C・D					
	合計																																																													
		直営	委託																																																											
地域包括支援センターの設置数																																																														
	合計	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他																																																							
委託先件数																																																														
	合計																																																													
		保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他																																																									
配置数																																																														
保険者名																																																														
都道府県 コード	市区町村コード			C・D																																																										

改正後 (新)

別紙様式第4様式 2

(元号) 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

实施主体	
------	--

	事業名	対象施設等支出額 (単位:万円)	事業内容	効果
介護給付費等 費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との交合・照査点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証 事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正 化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
実施介護支援事業	⑦ 介護教室の開催			
	⑧ 認知症高齢者見守り事業			
	⑨ 健康相談・疾病予防等事業			
	⑩ 介護者交流会の開催			
	⑪ 介護自立支援事業			
	⑫ 介護用品の支給			
施設119条の43 第9項第9号に基づく 女性の働き	⑬ 成年後見制度利用支援事業			
	⑭ 福祉用具・住宅改修支援事業			
	⑮ 認知症対応型共同生活介護事業 所の実質等助成事業			
	⑯ 認知症サポーター等養成事業			
	⑰ 車庫のALS患者の入居における コミュニケーション支援事業			
	⑱ 高齢者の安心な住まいの確保に 資する事業			
	⑲ 介護サービスの質の向上に資す る事業			
	⑳ 地域資源を活用したネットワーク 形成に資する事業			
	㉑ 家庭内の事故等への対応の体制 整備に資する事業			
	合計			

(注)

1 実施した各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。

2「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
なお、同一事業内で複数の取組を実施した場合には、番号を付すなどして分かるようにすること。

③「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正前 (旧)

別紙様式第4様式3

(元号) 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

[illegible]

(注)

1 「介護保険法第115条の4第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「O」を付けること。
また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。

3 「事業名」には、様式 3 別添より選択すること。

4 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。

5 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正後（新）	改正前（旧）																									
<u>（削除）</u>	別紙様式第4様式3別添 任意事業 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 323 1473 579" rowspan="7">介護給付等費用適正化事業</td><td data-bbox="1473 323 2132 355">① 認定調査状況チェック</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 355 2132 387">② ケアプランの点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 387 2132 419">③ 住宅改修等の点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 419 2132 451">④ 医療情報との突合・縦覧点検</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 451 2132 483">⑤ 介護給付費通知</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 483 2132 515">⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 515 2132 547">⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 579 1473 794" rowspan="5">家族介護支援事業</td><td data-bbox="1473 579 2132 611">⑧ 介護教室の開催</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 611 2132 643">⑨ 認知症高齢者見守り事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 643 2132 675">⑩ 健康相談・疾病予防等事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 675 2132 707">⑪ 介護者交流会の開催</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 707 2132 738">⑫ 介護自立支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 794 1473 1121" rowspan="10">その他の事業</td><td data-bbox="1473 738 2132 770">⑬ 介護用品の支給</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 770 2132 802">⑭ 成年後見制度利用支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 802 2132 834">⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 834 2132 866">⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 866 2132 898">⑰ 認知症サポーター等養成事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 898 2132 930">⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 930 2132 962">⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 962 2132 994">⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 994 2132 1026">㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 1026 2132 1058">㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</td></tr> </table>	介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック	② ケアプランの点検	③ 住宅改修等の点検	④ 医療情報との突合・縦覧点検	⑤ 介護給付費通知	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催	⑨ 認知症高齢者見守り事業	⑩ 健康相談・疾病予防等事業	⑪ 介護者交流会の開催	⑫ 介護自立支援事業	その他の事業	⑬ 介護用品の支給	⑭ 成年後見制度利用支援事業	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	⑰ 認知症サポーター等養成事業	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック																									
	② ケアプランの点検																									
	③ 住宅改修等の点検																									
	④ 医療情報との突合・縦覧点検																									
	⑤ 介護給付費通知																									
	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業																									
	⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業																									
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催																									
	⑨ 認知症高齢者見守り事業																									
	⑩ 健康相談・疾病予防等事業																									
	⑪ 介護者交流会の開催																									
	⑫ 介護自立支援事業																									
その他の事業	⑬ 介護用品の支給																									
	⑭ 成年後見制度利用支援事業																									
	⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業																									
	⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業																									
	⑰ 認知症サポーター等養成事業																									
	⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業																									
	⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業																									
	⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業																									
	㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業																									
	㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業																									

改正後（新）

別紙様式第4様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市						
社会保障充実分 対象経費実支出額	円		標準額 (4事業の合計額)		円		
①在宅医療・介護連携推進事業	対象経費実支出額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修	
	円	回	箇所 人		回	回	
②生活支援体制整備事業	対象経費実支出額	第1層生活支援コーディネーターの配置有無	第2層生活支援コーディネーターの配置有無	住民参画・官民連携推進事業の実施有無	就労的活動支援コーディネーターの配置有無		
	円						
③認知症総合支援事業	対象経費実支出額	認知症初期集中支援チーム設置		認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター	
	円	箇所		箇所		人	
④地域ケア会議推進事業	対象経費実支出額	地域ケア会議の実施有無					
	円						

(注)
1「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
2在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。

別紙様式第5～別紙様式第8 (略)

改正前（旧）

別紙様式第4様式4

(元号) 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）

実施主体	〇〇市						
実施時期	①	から実施			②	から実施	
	③	から実施			④	から実施	
社会保障充実分 経事業費	円		標準額 (4事業の合計額)		円		
①在宅医療・介護連携推進事業	事業費	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)の相談員等	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修	
	円	回	箇所 人		回	回	
②生活支援体制整備事業	事業費	第1層		第2層		就労的活動支援コーディネーター	
		生活支援コーディネーター	協議体	生活支援コーディネーター	協議体		
	円	人	箇所	人	箇所	人	
③認知症総合支援事業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置		認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター	
	円	箇所		箇所		人	
④地域ケア会議推進事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議		
	円	回			回		

(注)
1「事業費」には、対象経費実支出額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
2在宅医療・介護連携推進事業のア（イ）、イ（ア）、イ（ウ）②については、実施要綱の事業内容 ア（イ）、イ（ア）、イ（ウ）②とする。

別紙様式第5～別紙様式第8 (略)

改正後（新）

別紙様式第8様式1

[illegible]

(注) 1 当額は、交付受領の40%を贈与金その他の収入税額を記入すること。
2 当額は、交付受領4に定める基準額を記入すること。
3 当額は、C欄、D欄及びF欄の合計に最も少ない額から差額の控除税額算出率に算する所得控除額を控除した額を記入すること。
4 当額は、F欄の合計に交付受領8の第4欄に定める交付受領額に算する19年分の納税額がC欄合計額、D欄合計額より多い場合、その差額を記入すること。

(削除)

改正前 (旧)

別紙様式第8様式1

[illegible]

(注) 1 新債には、交付手数料の41%の交付金その他の収入税額を記入すること。
2 新債には、交付手数料に定むる基準額を記入すること。
3 旧債には、旧債、旧債及び旧債に対して最も少ない1%から5%の差引税額を算出するに要する費用税額を算出し、旧債を記入すること。
4 旧債には、旧債の額に1%の交付金に4%の差引税額に交付金を乗じて得た額から1%の差引税額を引いた額を、この欄で記入すること。

別紙様式第8様式1別表

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額における地域包括支援センター運営費の内訳

別紙様式第2様式1別
添2において対応する
欄

[illegible]

※1 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費を含む。
※2 指定介護予防支援等の業務に1年度介護予防支援にかかる収入額、なお、直接支払制度又は委託の指定居宅介護支援事業所を問わず、1件当たり1単位に件数を超えて金額を超入するものを含む。
※3 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費を含む。

改正後（新）

別紙様式第8様式2

[illegible]

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(削除)

改正前 (旧)

別紙様式第8様式2

中国境内主要发电企业发电设备清单											续前表	
序号	企业名称	装机容量 (万千瓦)	装机容量占 全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)	
											装机容量 占全国比重 (%)	装机容量 占全国比重 (%)
1	装机容量: 中国境内主要发电企业装机容量	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	装机容量: 装机容量:											

【注】 1 例については、実行事務所の401号引当金その他の引当金類に記入すること。
2 例については、実行事務所に41規定の差損益類に記入すること。
3 例については、C欄、D欄及びE欄を注釈して最も少ない額から、差損益の発生額と影響額に関する使用用途を明記した欄に記入を記入すること。
4 例については、F欄の「実行事務所の41規定の差損益」を記入することであり、**「F欄の差損益がすべて40号のC、D、E欄の引当金に記入すること。」**を記入すること。
5 例、F欄、H欄、M欄については、差損益の発生額と影響額に関する使用用途を明記すること。

別紙様式第8様式2別表

(元号) 年度地域支援事業交付金精算書における地域包括支援センター運営費の内訳

別紙様式第4様式1別

添2において対応する欄

[illegible]

※1 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費を含む。
※2 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援にかかる収入額、なお、直接実施又は委託先事業所と異なる1件当たりの単価に件数を乗じた金額を指すこと。
※3 指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務の指定居宅介護支援事業所への委託を行っている場合における委託費を含む。